

あいち環境づくり推進協議会開催要領

(目 的)

第1 環境の保全に関し、行政、事業者及び県民がそれぞれ担うべき役割に基づき、互いに連携・協力して持続可能な社会を築くことにより、県民が豊かな環境の恵みを享受するとともに、それを未来に継承するために、あいち環境づくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を開催する。

(協議事項)

第2 推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 愛知県環境基本計画に沿った施策・取組の推進に関すること。
- (2) 前号の施策・取組を推進するための情報交換に関すること。
- (3) その他環境保全に関すること。

(構 成)

第3 推進協議会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 構成員に事故その他やむを得ない事情があるときは、委員の属する団体の職員を代理として出席させることができる。

(会長)

第4 推進協議会に会長を置き、会長は愛知県環境局長をもってあてる。

- 2 会長は、推進協議会を招集し、主宰する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(会議の公開)

第5 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会において次の各号のいずれかに該当する事由により公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議を行う場合。
 - (2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合。
- 2 会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6 協議会の議事については、会議録を作成し、5年間保存するものとする。

(庶 務)

第7 推進協議会の庶務は、愛知県環境局環境政策部環境政策課において処理する。

(雑 則)

第8 この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成9年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年6月24日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別表

あいち環境づくり推進協議会構成員名簿

区 分	構 成 員
行政	愛知県 環境局長 愛知県市長会 事務局長 愛知県町村会 事務局長 環境省中部環境局 環境対策課長 愛知県公立高等学校長会 事務局長 愛知県小中学校長会 会長
事業者	(一社)中部経済連合会 価値創造本部長 愛知県商工会議所連合会 産業振興部長 愛知県商工会連合会 専務理事 環境パートナーシップ・CLUB 総合事務局長 (一社)循環資源再生利用ネットワーク 専務理事
県民	愛知消費者協会 会長 愛知県生活協同組合連合会 専務理事 愛知県女性団体連盟 会長 愛知県青少年団体連絡協議会 会長
NPO等	NPO法人愛知環境カウンセラー協会 会長 (一社)環境創造研究センター 専務理事 (一社)中部サステイナビリティ&ウェルビーイング推進センター 代表理事 愛知学長懇話会SDGs企画委員会 委員長 ビオトープ・ネットワーク中部 会長